

1. 30 年 8 月から 70 歳以上の方の高額療養費の自己負担限度額が
引き上げられました

1 月あたりの医療費の自己負担限度額が、70 歳以上の方は 70 歳未満の方より低く設定されていましたが、負担能力に応じた負担を求める観点から、平成 30 年 8 月診療分より下記の表のように変更になりました。

【平成 30 年 7 月診療分まで】

区 分		外 来 (個人ごと)	世帯単位 (外来+入院)
現役並み所得者 標準報酬月額 28万円以上		57,600円	80,100円+(医 療費-267,000 円)×1% 〈44,400円〉
一 般 標準報酬月額 26万円以下		14,000円(年間上 限144,000円)	57,600円 〈44,400円〉
住民税 非課税	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
	低所得者Ⅰ		15,000円

【平成 30 年 8 月診療分から】

区 分		外 来 (個人ごと)	世帯単位 (外来+入院)	限度額適用認定証発行 (平成30年8月診療分～)
現役 並み	現役並みⅢ 標準報酬月額 83万円以上	252,600円 +(医療費-842,000円)×1% 〈140,100円〉		必要なし
	現役並みⅡ 標準報酬月額 53万～79万円	167,400円 +(医療費-558,000円)×1% 〈93,000円〉		申請が必要となります
	現役並みⅠ 標準報酬月額 28万～50万円	80,100円 +(医療費-267,000円)×1% 〈44,400円〉		申請が必要となります
一 般 標準報酬月額 26万円以下		18,000円(年間上 限144,000円)	57,600円 〈44,400円〉	必要なし
住民税 非課税	低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円	据置き (従来どおり)
	低所得者Ⅰ		15,000円	

〈 〉内の金額は、多数該当(直近の12ヵ月間に、すでに3回以上高額療養費の支給を受けている場合)

現役並みⅠ、現役並みⅡの方が
窓口負担を自己負担限度額までに抑えたいとき

健康保険証

高齢受給者証



70 歳以上の方は、高齢受給者証を提示することで、窓口負担がご自分の自己負担額までの支払いになりますが、「現役並みⅠ」と「現役並みⅡ」の方が窓口負担を自己負担限度額までに抑えたいときには『限度額適用認定証』の提示が必要になりますので、ご希望の方は健康保険組合にご申請ください。

健康保険限度額適用認定証

年 月 日交付

被保険者	記号	番号
氏名		
生年月日	年	月 日
通用対象者	氏名	
生年月日	年	月 日
住所		
発給年月日	年	月 日
有効期限	年	月 日
通用区分		
所在地	東京都千代田区神田駿河台 2 丁目 1 番地	
保険者番号	06133276	
名称及び印	管工業健康保険組合	

※申請書は当健康保険組合のホームページからダウンロードすることができます。郵送でもお送りしておりますので給付課までご連絡ください(03-3291-4531)。

2. 30 年4月から入院時の食事負担額が引き上げられました

【平成 30 年 3 月まで】
(1食) 360円



【平成 30 年4月から】
460円

※所得の低い方や難病患者等
については減額されます。

3. 30 年4月から靴型装具(治療用装具)の療養費支給申請時に写真の添付が必要になりました

【治療用装具の療養費支給申請時の書類】

- ①「療養費支給申請書」
- ②「医師の証明書」(原本)
- ③「領収書」(原本)

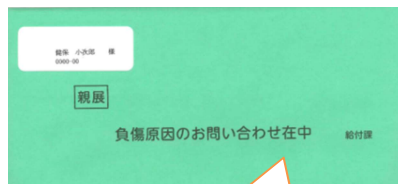


【靴型装具の申請】

- ④ 「靴型装具」の写真

4. 「負傷原因のお問い合わせ」にご協力をお願いします

健康保険に該当する
治療費であることを確認
するために、けがをされた
組合員に、負傷原因をお
たずねしております。



緑色の封筒に入れて
お送りしております。
(本人宛に個封)

発生状況は
「いつ」・
「どこで」・
「何をしているとき」等の
詳しい内容が必要です。

【回答例】

負傷原因のお問い合わせ

下記の負傷について照会いたしますので、回答事項をご記入の上、当健康保険組合までご返却ください。
この問い合わせは健康保険法（第57条）に基づき、当健康保険組合での治療費の負担ができるものと
できないものがあり、その判断を得るため調査を依頼するものです。正しくご回答いただけますようお願い
致します。

平成 30 年 9 月 21 日 までにご回答をお願いします。

言己

受診者 健保 武蔵
診療開始日 平成 30 年 05 月 12 日
傷病名 右足首捻挫
医療機関名 大日本病院

いつ

(回答事項を記入してください。)

負傷した日時	H30 年 5 月 12 日 午前・午後 4 時 00 分 頃
負傷した場所	高尾山
負傷の原因	第三者・業務上・通勤災害・交通事故・ <u>自損</u> ・その他 ()
発生状況 (具体的に)	休日にプライベートで友人と高尾山へ登り、下山時に 階段で躓き、足首を捻った。 どうなったのか
負傷原因が交通 事故等の第三者 による場合	相手 (住所、氏名、連絡先) 相手との対応 (示談等) 何をしているときに

上記の通り相違ありません。

H30 年 9 月 10 日

住所 東京都千代田区神田駿河台〇一〇一〇

氏名 健保 武蔵

